

令和4年12月14日

一般社団法人日本病院会
会長 相澤 孝夫 様

全国健康保険協会
保健部長 安田 剛

保健事業の協力依頼について

日頃より、全国健康保険協会（以下、「協会」という。）の事業運営に特段のご配慮・ご理解及びご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

当協会では、医療保険者として加入者の健康保持・増進を図るために、特定健診・特定保健指導等の保健事業を実施しているところですが、より一層の保健事業の充実策として、令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担の軽減、令和6年度から付加健診の対象年齢の拡大を実施することとしております。

特定健診は、特定保健指導対象者等を抽出するためのスクリーニングであり、特定保健指導によって生活習慣の改善を促すこと等が保険者の責務であると考えておりますが、これらを着実に実施するためには、健診機関の協力が必要不可欠です。

つきましては、以下について趣旨をご理解いただき、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

1. 生活習慣病予防健診の自己負担の軽減

健診実施率の向上のため、令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担を軽減いたします（別添1）。これを契機として、生活習慣病予防健診を委託する健診機関において、生活習慣病予防健診の利用案内に努める旨を実施要綱に盛り込むこととしました（別添2）。ひとりでも多くの方に生活習慣病予防健診を受診いただくため、幅広く周知を行いたいと考えておりますので、貴会会員への積極的な周知等、ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 事業者と健診機関による定期健康診断等（事業者健診）データの提供

事業者健診データを迅速かつ確実に保険者に提供していただくため、厚生労働省から事業者と健診機関との契約書ひな形が示され約2年が経過しましたが、当該契約書の活用は進んでおりません。この状況を踏まえ、生活習慣病予防健診を委託する健診機関において、協会加入者が事業者健診を受診した際には、事業者健診データを協会支部へ提供するよう努める旨を実施要綱に盛り込むこととしました（別添

2)。生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を利用していただく機会を確保するためにも、事業者健診データを確実にご提供いただきますようお願いいたします。

3. 健診当日の特定保健指導初回面談の実施

健診当日に初回面談を行うことは、加入者の利便性の向上や、健康意識が高まっている時に働きかけることができ、生活習慣の改善効果がより一層期待できます。現在、特定保健指導を委託している健診機関における健診当日初回面談実施率が約14%に留まっており、さらに底上げを図っていきたいと考えておりますので、健診当日の特定保健指導の実施に努めていただきますようお願いいたします。

4. 健診・保健指導機関における事務処理誤り

昨今、健診機関において、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに繋がる恐れがある要精密検査・要治療にかかる誤通知等の事務処理誤りが発生しております。当協会では、これらの誤りは健診機関が築き上げてきた信用や当協会との信頼関係を脅かしかねないと考えており、厳正な対応を行っています。

対応の一環として、令和5年度から健診機関等と締結する契約書において、事故及び損害が発生した場合は、委託先機関の業務の一部を停止することができることと併せて、業務の一部停止や契約を解除した場合は、その旨を公表することができる旨を明記することとしました。また、事務処理要領には、具体的な事故防止及び事故発生時の対応手順をお示しすることとしました（別添3、別添4）。貴団体におかれましても、貴会会員に改めて趣旨を徹底していただきますようお願いいたします。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱／別紙 6／**健診費用の上限額及び自己負担率** 新旧対照表（案）
（令和 5 年 4 月 1 日改正）

新			旧			
健診費用の上限額及び自己負担率			健診費用の上限額及び自己負担率			
1 一般健診（消費税込） （略）			1 一般健診（消費税込） （略）			
健診区分	一人当たり 健診費用の上限額	自己負担率	健診区分	一人当たり 健診費用の上限額	自己負担率	
胸部及び胃部とも間接撮影	(1,104 円) 12,144 円	0.28	胸部及び胃部とも間接撮影	(1,104 円) 12,144 円	0.38	
胸部は直接撮影、胃部は間接撮影	(1,163 円) 12,793 円	0.28	胸部は直接撮影、胃部は間接撮影	(1,163 円) 12,793 円	0.38	
胸部は間接撮影、胃部は直接撮影	(1,656 円) 18,216 円	0.28	胸部は間接撮影、胃部は直接撮影	(1,656 円) 18,216 円	0.38	
胸部及び胃部とも直接撮影	(1,715 円) 18,865 円	0.28	胸部及び胃部とも直接撮影	(1,715 円) 18,865 円	0.38	
レントゲン 検査が 未実施	胸部・胃部とも実施しない場合	(753 円) 8,283 円	0.28	胸部・胃部とも実施しない場合	(753 円) 8,283 円	0.42
	胸部を間接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合	(809 円) 8,899 円	0.28	胸部を間接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合	(809 円) 8,899 円	0.40
	胸部を直接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合	(868 円) 9,548 円	0.28	胸部を直接撮影で実施し、胃部のみ実施しない場合	(868 円) 9,548 円	0.40
	胃部を間接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合	(1,048 円) 11,528 円	0.28	胃部を間接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合	(1,048 円) 11,528 円	0.35
	胃部を直接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合	(1,600 円) 17,600 円	0.28	胃部を直接撮影で実施し、胸部のみ実施しない場合	(1,600 円) 17,600 円	0.35
（略）			（略）			

新			旧		
2 付加健診（消費税込）			2 付加健診（消費税込）		
健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率	健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率
付加検査	(873 円) 9,603 円	0.28	付加検査	(873 円) 9,603 円	0.50
(略)			(略)		
3 乳がん・子宮頸がん検診（消費税込）			3 乳がん・子宮頸がん検診（消費税込）		
健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率	健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率
乳がん検診	50 歳以上の対象者（乳房エックス線検査を内外斜位方向撮影で実施）	(329 円) 3,619 円	乳がん検診	50 歳以上の対象者（乳房エックス線検査を内外斜位方向撮影で実施）	(329 円) 3,619 円
	40 歳以上 50 歳未満の対象者（乳房エックス線検査を内外斜位方向撮影及び頭尾方向撮影で実施）	(511 円) 5,621 円		40 歳以上 50 歳未満の対象者（乳房エックス線検査を内外斜位方向撮影及び頭尾方向撮影で実施）	(511 円) 5,621 円
子宮頸がん検診	(314 円) 3,463 円	0.28	子宮頸がん検診	(314 円) 3,463 円	0.30
(略)			(略)		
4 肝炎ウイルス検査（消費税込）			4 肝炎ウイルス検査（消費税込）		
健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率	健診区分	一人当たり健診費用の上限額	自己負担率
HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可）	(189 円) 2,079 円	0.28	HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可）	(189 円) 2,079 円	0.30
HCV核酸増幅検査	(465 円) 5,115 円	0.00	HCV核酸増幅検査	(465 円) 5,115 円	0.00
(略)			(略)		

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 新旧対照表(案) (令和5年4月1日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 令和5年4月1日改正</p> <p>目次 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高確法…高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険 ・協会…全国健康保険協会 ・協会支部…全国健康保険協会支部 ・協会支部長…全国健康保険協会支部長 ・健診…生活習慣病予防健診 ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関 ・個人情報ガイドンス…医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス(平成29年4月・令和4年3月一部改正)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」(令和4年3月) ・手引き…特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)2021年2月 ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版) ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション ・事業者健診…労働安全衛生法その他の法令に基づき実施する定期健康診断等 ・事業者健診データ…労働安全衛生法その他の法令に基づき実施する定期健康診断等の結果のうち高齢者の医療の確保に関する法律及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等により保険者が事業者等に対し提供を求めることができる健診項目等のデータ </div>	<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 令和4年4月1日改正</p> <p>目次 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本文中では特に注釈がない限り、以下の略称を用いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高確法…高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) ・協会けんぽ…全国健康保険協会管掌健康保険 ・協会…全国健康保険協会 ・協会支部…全国健康保険協会支部 ・協会支部長…全国健康保険協会支部長 ・健診…生活習慣病予防健診 ・健診実施機関…生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査実施機関 ・個人情報ガイドンス…医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス(平成29年4月・令和2年10月一部改正)、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」(令和3年1月) ・手引き…特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.2版)2021年2月 ・標準プログラム…標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版) ・情報提供サービス…インターネットを利用し、健診受診予定者の資格確認及び請求等を適正かつ効率的に行うことを目的に協会が提供するアプリケーション </div>

新	旧
<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱</p> <p>1. 目的 ～ 7. 事故対応 (略)</p> <p>8. その他</p> <p><u>(1) 健診実施機関は、一般健診等の一人当たりの自己負担額を令和5年度から軽減することに鑑み、協会加入者や事業主等から協会の健診以外の申込みを受けた際は、一般健診等の利用案内に努めることとする。</u></p> <p><u>(2) 健診実施機関は、協会加入者が事業者健診を受診する場合には、事業者健診データを協会支部へ提供することに努めることとする。</u></p> <p><u>(3) 健診実施機関は、日雇特例被保険者の一般健診、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診及び肝炎ウイルス検査の実施内容等については、別に協会支部と協議することとする。</u></p>	<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱</p> <p>1. 目的 ～ 7. 事故対応 (略)</p> <p>8. その他 (追加)</p> <p>健診実施機関は、日雇特例被保険者の一般健診、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診及び肝炎ウイルス検査の実施内容等については、別に協会支部と協議することとする。</p>

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領／別紙 2／**委託契約書例** 新旧対照表(案) (令和 5 年 4 月 1 日改正)

新	旧
<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書(例)</p> <p>第 1 条 ～ 第 14 条 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 15 条 甲及び乙は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、相手方に対して 30 日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができ、<u>その旨を公表することができる。</u></p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>第 16 条 ～ 第 18 条 (略)</p> <p>(事故及び損害の責任)</p> <p>第 19 条 乙及び乙の再委託先機関において、健診及び肝炎検査委託業務の実施により生じた事故及び損害については、乙がその責任及び負担において処理解決にあたることとする。</p> <p>但し、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 甲及び乙は、事故及び損害が発生した場合は、信義誠実をもって、事務処理要領に基づき対応することとする。</u></p>	<p>全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等委託契約書(例)</p> <p>第 1 条 ～ 第 14 条 (略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第 15 条 甲及び乙は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、相手方に対して 30 日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>第 16 条 ～ 第 18 条 (略)</p> <p>(事故及び損害の責任)</p> <p>第 19 条 乙及び乙の再委託先において、健診及び肝炎検査委託業務の実施により生じた事故及び損害については、乙がその責任及び負担において処理解決にあたることとする。</p> <p>但し、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。</p>

新	旧
<p><u>3 甲は、事故及び損害が発生した場合は、業務の一部を停止することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定により、業務の一部を停止した場合は、業務の一部を停止している間、甲はその旨を公表することができる。</u></p> <p>第20条 ～ 第25条 (略)</p> <p>本契約の確実を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名押印のうえ各1通を所持するものとする。</p> <p>202<u>3</u>年4月1日</p>	<p>第20条 ～ 第25条 (略)</p> <p>本契約の確実を証するため、契約書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ署名押印のうえ各1通を所持するものとする。</p> <p>202<u>2</u>年4月1日</p>

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 新旧対照表(案) (令和5年4月1日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 令和5年4月1日改正</p> <p>目次 (略)</p> <p>1. 目的 ～ 6. 個人情報の保護 (略)</p> <p>7. 事故対応 健診実施機関は、健診実施機関及びその再委託先機関にて、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。 <u>なお、事故及び損害の報告は、直ちに協会支部へ行うとともに、事故対応は、要領に基づき実施することとする。</u></p> <p>8. その他 (略)</p>	<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 令和4年4月1日改正</p> <p>目次 (略)</p> <p>1. 目的 ～ 6. 個人情報の保護 (略)</p> <p>7. 事故対応 健診実施機関は、健診実施機関及びその再委託先にて、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。</p> <p>8. その他 (略)</p>

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 新旧対照表（案）（令和5年4月1日改正）

新	旧
全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 令和5年4月1日改正	全国健康保険協会管掌健康保険 生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 令和4年4月1日改正
目次	目次
1. 目的 2. 情報提供サービス 3. 健診の予約 4. 健診の受診 5. 健診費用等 6. 進捗管理 7. 健診実施機関の選定及び契約等 8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について 9. <u>事故対応</u> 10. <u>その他の手続きについて</u>	1. 目的 2. 情報提供サービス 3. 健診の予約 4. 健診の受診 5. 健診費用等 6. 進捗管理 7. 健診実施機関の選定及び契約等 8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について 9. <u>その他の手続きについて</u> (新設)
1. 目的 ～ 4. 健診の受診 (略) 5. 健診費用等 (1) (略) (2) 健診結果の通知等 ① (略)	1. 目的 ～ 4. 健診の受診 (略) 5. 健診費用等 (1) (略) (2) 健診結果の通知等 ① (略)

新	旧
<p>② <u>健診実施機関は、健診実施機関が管理するシステム等に検査数値等を登録する際は、誤って検査項目や検査数値等を登録し、健診結果を作成することがないように、検査項目や検査数値等が一致していることを複数人で確認する等の対応を行うものとする。</u></p> <p><u>また、健診結果通知の送付先誤りや他者の健診結果通知の混入等の個人情報漏洩に繋がる事象が発生していることから、健診実施機関は、健診結果を送付する際は宛先や封入物の誤りが無いことを複数人で確認する等、事故防止に向けた取組を行うものとする。</u></p> <p>③ 生活習慣病予防健診結果データの仕様、収録項目等については、協会の定める「インターフェース仕様書（健診関連）」によるものとする。ただし、インターフェース仕様書（健診関連）の仕様により健診結果データを作成できない健診実施機関は、協会支部と協議する<u>もの</u>とする。</p> <p>④ <u>健診実施機関は、協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないように、健診実施機関が保有する健診結果データと協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に相違がないことを定期的に確認するものとする。</u></p> <p><u>また、システム設定の誤り等により、協会支部に提出する健診結果データの検査数値等の誤りが発生していることから、健診実施機関は、保有するシステムの変更（または改修）を行った場合には、健診実施機関が保有するデータと協会に提出する健診結果データに相違がないか、点検を十分に行うものとする。</u></p> <p>なお、協会において、健診結果データの誤りにより健診結果データの修正費用等が発生した場合は、協会支部は健診実施機関に負担を求める</p>	<p>② 生活習慣病予防健診結果データの仕様、収録項目等については、協会の定める「インターフェース仕様書（健診関連）」によるものとする。ただし、インターフェース仕様書（健診関連）の仕様により健診結果データを作成できない健診実施機関は、協会支部と協議する<u>こと</u>とする。</p> <p>③ <u>健診実施機関は、受診者に通知する健診結果及び協会支部に提出する健診結果データの検査数値等に誤りがないように、受診者に通知する健診結果と協会支部に提出する健診結果データに相違がないことを確認する等、十分に留意すること。</u>なお、協会において、健診結果データの誤りにより健診結果データの修正費用等が発生した場合は、協会支部は健診実施機関に負担を求めることがある。</p>

新	旧
<p>ことがある。</p> <p>⑤ ～ ⑦ (略)</p> <p>6. 進捗管理 (略)</p> <p>7. 健診実施機関の選定及び契約等</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 協会支部は、(5) により報告された内容について、選定基準に適合しているかを確認する。(5) の報告内容において、システムの変更(または改修)を行った実績が「有」と回答した健診実施機関に対して、<u>協会支部は、協会が保有する健診結果データを印字したものを当該健診実施機関に別途提供し、当該健診実施機関の保有データと協会支部が提供した健診結果データに相違がないか、複数人で確認した結果を、追加で報告させるものとする。</u></p> <p><u>なお、年度途中に、<u>実地調査や健診実施機関からシステムの変更(または改修)の申し出により、上記と同様の点検を行った場合は、実施したもののみならず。</u></u></p> <p>(7) 協会支部は、健診実施機関に対し、(5) により報告された内容について調査及び確認するため、<u>原則5年に一回、実地調査等を行うものとする。実地調査時には、「生活習慣病予防健診委託先実地調査書」を使用すること。</u></p> <p><u>なお、すでに「生活習慣病予防健診委託先実地調査書」の事項をすべて満たした調査書を作成している場合は、その調査書を使用しても構わない。</u></p>	<p>④ ～ ⑥ (略)</p> <p>6. 進捗管理 (略)</p> <p>7. 健診実施機関の選定及び契約等</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 協会支部は、(5) により報告された内容について、選定基準に適合しているかを確認する。</p> <p><u>なお、(5) の報告内容において、システムの変更(または改修)を行った実績が「有」と回答した健診実施機関に対しては、<u>必要に応じて、協会が保有する健診結果データを印字したものを当該健診実施機関に別途提供し、当該健診実施機関の保有データと協会が保有する健診結果データに相違がないかを追加で報告させるものとする。</u></u></p> <p>(7) 協会支部は、健診実施機関に対し、(5) により報告された内容について、<u>調査及び確認するため原則、5年に一回実地調査等を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>(8) (略)</p> <p>8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について (略)</p> <p><u>9. 事故対応</u></p> <p><u>(1) 健診実施機関は、健診実施機関及びその再委託先機関にて、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 健診実施機関及び協会支部は、以下のとおり対応を行う。</u></p> <p><u>なお、健診実施機関は、協会支部から対応を求められた場合には、信義誠実に行うこととする。</u></p> <p><u>①事象把握及び初動対応</u></p> <p><u>健診実施機関は、協会支部に経過、原因、影響範囲等の報告を直ちに行い、関係者への対応（加入者、事業主等への説明、謝罪）、原因調査（発生原因の深堀り）、事象解消の検討・実施（業務手順見直し、不具合解消、システム改修等）の対応方針及び暫定対策について、協会支部と協議のうえ、決定する。</u></p> <p><u>②再発防止策の実施</u></p> <p><u>健診実施機関は、対策の具体性、対策の有効性、更なる対策の必要性を考慮し、再発防止策を策定し、実施する。</u></p> <p><u>③顛末書の提出</u></p> <p><u>健診実施機関は、当該事案発生の経緯、原因、対応、再発防止策等</u></p>	<p>(8) (略)</p> <p>8. 情報提供サービスの利用に関する手続き等について (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>について具体的に記載のうえ、協会支部に顛末書を提出する。</u></p> <p><u>(3) 健診実施機関及び協会支部は、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに繋がる恐れがあるもの(要精密検査や要治療に関する通知誤り等)や要配慮個人情報の漏洩等の重大事案については、加入者保護の観点から、より厳正かつ確実な対応を行う。</u></p> <p><u>①再発防止策が取られるまでの対応</u></p> <p><u>健診実施機関において、安全確保の対策が取られ、協会支部が確実に業務再開可能であると判断できるまでの間は、当該業務の一部を停止することがある。業務の一部停止については、事案判明後、協会支部は速やかに実地調査を行い、原因や影響範囲等を確認したうえで、過去の対応状況等を参考に、協会支部において停止する業務の範囲について、判断を行う。</u></p> <p><u>なお、当該業務の一部停止により、加入者サービスの大幅な低下に繋がる恐れがある場合は、必要な対応を取ったうえで必要最小限の範囲で業務を継続させることができる。</u></p> <p><u>②実地調査の実施</u></p> <p><u>協会支部は、健診実施機関による重大事案については、特に迅速かつ確実な対応が求められるため、以下のとおり実地調査を実施する。</u></p> <p><u><1>暫定対策(業務の一部停止等を含む)</u></p> <p><u>協会支部は、事案判明後、速やかに実地調査を実施し、関係者への対応、原因調査、事象解消の検討・実施等の対応方針及び業務の暫定対策について、健診実施機関と協議のうえ決定する。また、業務停止の範囲について、当該実地調査の状況を踏まえ判断する。</u></p> <p><u><2>事象解消及び再発防止策の検証</u></p>	

新	旧
<p><u>協会支部は、健診実施機関において必要な対応が取られ、その対応が確実に実行されているかについて、再度、実地調査を実施し確認を行った上で、業務を再開させることができる。</u></p> <p><u><3>再発防止策の点検（中間検査）</u></p> <p><u>協会支部は、委託業者等において、当該事案発生を契機として策定した再発防止策について、継続的かつ確実に実行されているか確認するため、業務の一部停止解除後、実地調査を行う。</u></p> <p><u>③公表</u></p> <p><u>協会支部は、重大事案により業務を一部停止し、加入者サービスに影響を与える場合は、業務の一部を停止している旨を、協会支部のホームページ等に公表することができる。</u></p> <p><u>10. その他の手続きについて（略）</u></p>	<p><u>9. その他の手続きについて（略）</u></p>

5 年度 特定保健指導業務 委託契約書 (案)

(令和 5 年 4 月 1 日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>5</u>年度 特定保健指導業務委託契約書 (例)</p> <p>(総 則) 第 1 条 ～第 13 条 (略)</p> <p><u>(事故報告)</u> 第 14 条 乙は、当該業務の実施において、事故が発生したときは、直ちに甲に報告し、その指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細について文書にて報告しなければならない。</p> <p>(事故及び損害の責任) 第 15 条 乙及び乙の再委託先において、委託業務の実施により生じた事故及び損害については、乙がその責任及び負担において、処理解決に当たることとする。 ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りでない。 <u>2 甲及び乙は、事故及び損害が発生した場合は、信義誠実をもつて、甲が定めた被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領に基づき対応することとする。</u> <u>3 甲は、乙の責に帰すべき事由により、事故及び損害が発生した場合は、業務の一部を停止することができる。</u> <u>4 前項の規定により、業務の一部を停止した場合は、業務の一部を停止している間、甲はその旨を公表することができる。</u></p> <p>第 16 条 ～第 22 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>4</u>年度 特定保健指導業務委託契約書 (例)</p> <p>(新設) 第 14 条 乙は、委託業務の実施により利用者に生じた事故及び損害について、<u>その負担と責任において処理解決に当たることとし、賠償責任を負うものとする。</u>ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りではない。</p> <p>(追加) 第 14 条 乙は、委託業務の実施により利用者に生じた事故及び損害について、<u>その負担と責任において処理解決に当たることとし、賠償責任を負うものとする。</u>ただし、甲の責に帰すべき事由によるときは、この限りではない。</p> <p>第 16 条 ～第 22 条 (略)</p>

新	旧
<p>(契約の解除)</p> <p>第 23 条 甲及び乙は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、相手方に対して 30 日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができ、<u>その旨を公表することができる。</u></p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>以下、略</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第 22 条 甲及び乙は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、相手方に対して 30 日前までに文書による予告を行うことによりこの契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができ<u>る。</u></p> <p>(1) ～ (14) (略)</p> <p>3 ～ 4 (略)</p> <p>以下、略</p>

被保険者に対する特定保健指導業務委託 **実施要綱** (案)

(令和 5 年 4 月 1 日改正)

新	旧
<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要綱</p> <p>1 目的 ~15 調査 (略)</p> <p>16 事故対応</p> <p><u>受託機関は、受託機関及びその再委託先にて、特定保健指導委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。</u></p> <p><u>ただし、協会支部の責に帰すべき事由によるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、事故及び損害の報告は、直ちに協会支部へ行くとともに、事故対応は、後述の「18 実施要領の作成」に基づき作成する実施要領に基づき実施することとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">全国健康保険協会管掌健康保険 被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要綱</p> <p>1 目的 ~15 調査 (略)</p> <p>16 事故対応</p> <p><u>事故やトラブル等が生じた際は、受託機関は直ちに支部に報告したうえ、適切な措置を講じること。また、支部の責に因らない委託業務に係る事故等の責任及び損害賠償等は、受託機関が負うものとする。</u></p> <p><u>ただし、受託機関の責に因らない場合は、事故等の責任及び損害賠償等について支部と協議すること。</u></p>

被保険者に対する特定保健指導業務 委託実施要領 (案)

(令和 5 年 4 月 1 日改正)

新	旧
被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領 (例)	被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領 (例)
<p>1 目的 ~ 4 受託業務の内容</p> <p>5 業務手順 (中略)</p> <p>(3) 利用勧奨 (中略)</p> <p>※ <u>送付先誤りや他者の通知の混入等の個人情報の漏洩に繋がる事象が発生していることから、階層化通知等を送付する際は、宛先や同封物を複数人で確認する等、事故防止に向けた取組を行うこと。</u></p> <p>(4) 実施時の体制及び確認事項 (中略)</p> <p>※ <u>実施にあたっては、対象者本人に氏名をフルネームで名乗ってもらう等により、確実な本人確認を行うこと。</u></p> <p>6 遠隔保健指導を実施する場合の手順 (2) 実施時の体制及び確認事項</p> <p>※ <u>実施にあたっては、対象者本人に氏名をフルネームで名乗ってもらう等により、確実な本人確認を行うこと。</u></p> <p>7 期間~15 監査</p>	<p>1 目的 ~ 4 受託業務の内容</p> <p>5 業務手順</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>6 遠隔保健指導を実施する場合の手順</p> <p>(追加)</p> <p>7 期間~15 監査</p>

新	旧
<p>16 事故対応</p> <p>(1) <u>受託機関は、受託機関及びその再委託先にて、特定保健指導委託業務の実施により事故及び損害が生じた際は、その責任及び負担において処理解決にあたることとする。ただし、協会支部の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>受託機関及び協会支部は、以下のとおり対応を行う。</u> <u>なお、受託機関は、協会支部から対応を求められた場合には、信義誠実にを行うこととする。</u></p> <p>①事象把握及び初動対応 <u>受託機関は、協会支部に経過、原因、影響範囲等の報告を直ちに行い、関係者への対応（加入者、事業主等への説明、謝罪）、原因調査（発生原因の深堀り）、事象解消の検討・実施（業務手順見直し、不具合解消、システム改修等）の対応方針及び暫定対策について、協会支部と協議のうえ、決定する。</u></p> <p>②再発防止策の実施 <u>受託機関は、対策の具体性、対策の有効性、更なる対策の必要性を考慮し、再発防止策を策定し、実施する。</u></p> <p>③顛末書の提出 <u>受託機関は、当該事案発生の経緯、原因、対応、再発防止策等について具体的に記載のうえ、協会支部に顛末書を提出する。</u></p> <p>(3) <u>受託機関及び協会支部は、加入者の健康・生命に関わる重大な誤りに繋がる恐れがあるもの（要精密検査や要治療に関する通知誤り等）や要配慮個人情報の漏洩等の重大事案については、加入者保護の観点から、より厳正かつ確実な対応を行う。</u></p> <p>① 再発防止策が取られるまでの対応 <u>受託機関において、安全確保の対策が取られ、協会支部が確実に業</u></p>	<p>16 事故対応</p> <p><u>事故やトラブル等が生じた際は、受託機関は直ちに協会支部へ報告し、適切な措置を講じること。</u></p> <p><u>協会支部の責に因らない委託業務に係る事故等の責任及び損害賠償等は、受託機関が負うものとする。</u></p> <p><u>ただし、受託機関の責に因らない場合は、事故等の責任及び損害賠償等について協会支部と協議するものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>務再開可能であると判断できるまでの間は、当該業務の一部を停止することがある。業務の一部停止については、事案判明後、協会支部は速やかに実地調査を行い、原因や影響範囲等を確認したうえで、過去の対応状況等を参考に、協会支部において停止する業務の範囲について、判断を行う。</u></p> <p><u>なお、当該業務の一部停止により、加入者サービスの大幅な低下に繋がる恐れがある場合は、必要な対応を取ったうえで必要最小限の範囲で業務を継続させることができる。</u></p> <p><u>② 実地調査の実施</u></p> <p><u>協会支部は、受託機関による重大事案については、特に迅速かつ確実な対応が求められるため、以下のとおり実地調査を実施する。</u></p> <p><u><1>暫定対策（業務の一部停止等を含む）</u></p> <p><u>協会支部は、事案判明後、速やかに実地調査を実施し、関係者への対応、原因調査、事象解消の検討・実施等の対応方針及び業務の暫定対策について、受託機関と協議のうえ決定する。また、業務停止の範囲について、当該実地調査の状況を踏まえ判断する。</u></p> <p><u><2>事象解消及び再発防止策の検証</u></p> <p><u>協会支部は、受託機関において必要な対応が取られ、その対応が確実に実行されているかについて、再度、実地調査を実施し確認を行った上で、業務を再開させることができる。</u></p> <p><u><3>再発防止策の点検（中間検査）</u></p> <p><u>協会支部は、委託業者等において、当該事案発生を契機として策定した再発防止策について、継続的かつ確実に実行されているか確認するため、業務の一部停止解除後、実地調査を行う。</u></p>	

新	旧
<p>③ 公表</p> <p><u>協会支部は、重大事案により業務を一部停止し、加入者サービスに影響を与える場合は、業務の一部を停止している旨を、協会支部のホームページ等に公表することができる。</u></p> <p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>